

障害者制度改革の動向

日本社会事業大学教授 佐藤久夫 hisao.sato@jcsw.ac.jp
(障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会 部会長)

2012年3月31日

第14回「今後の難病対策」関西勉強会 in 京都
(於：キャンパスプラザ京都)

1

内容

- 障害者制度改革の動向
- 幾つかのトピック的事項
 - ✓ 「社会モデル」的観点の導入
 - ✓ 「障害」の表記
 - ✓ 「社会雇用(賃金補填)」の検討
- 障害者基本法の改正

2

- 骨格提言の意義
- 障害者総合福祉法への「骨格提言」がめざす6つのポイント
 - ✓ 障害のない市民との平等と公平
 - ✓ 谷間や空白の解消
 - ✓ 格差の是正
 - ✓ 放置できない社会問題の解決
 - ✓ 本人のニーズにあった支援サービス
 - ✓ 安定した予算の確保
- 国会に上程された法案とそれへのコメント

3

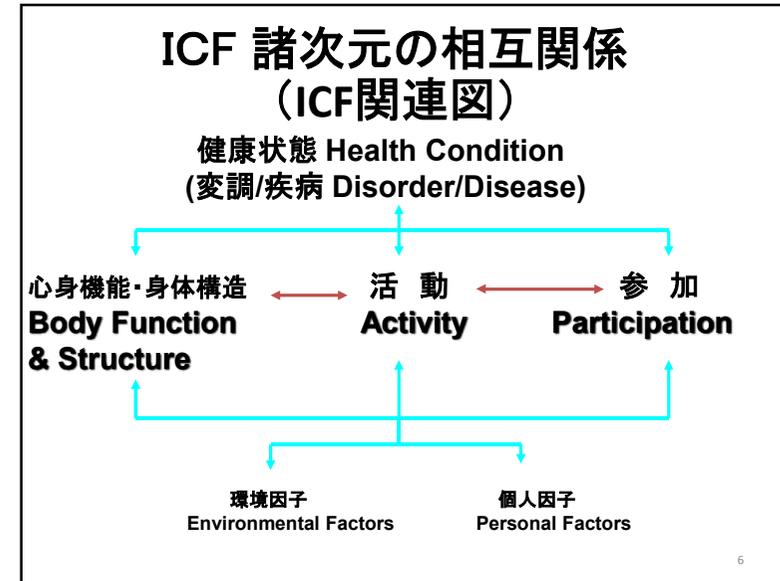
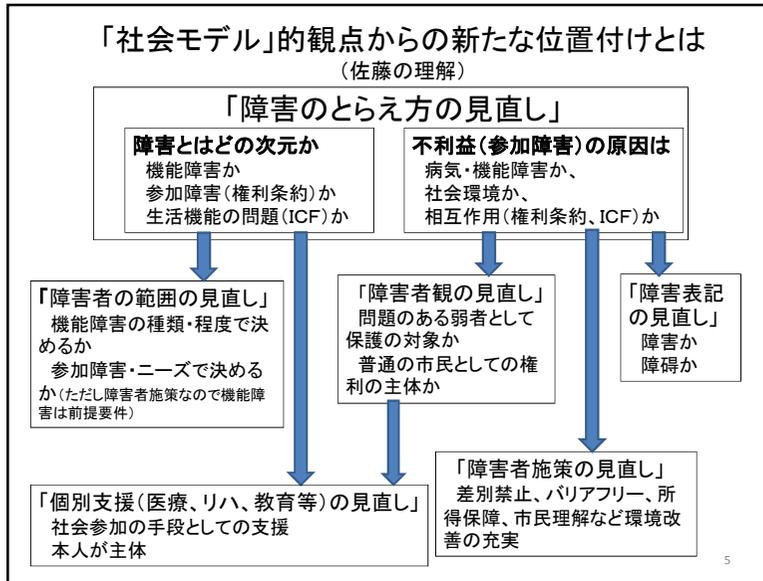
「推進会議第一次意見」にもとづく「閣議決定」(H22.6)

2011年 障害者基本法抜本改正

2012年 障害者総合福祉法制定

2013年 障害者差別禁止法制定

4



「障害」の表記について

「障害」の表記に関する作業チーム報告(平成22年11月22日 第26回障がい者制度改革推進会議・資料2)より

一般からの意見募集の結果について(p10)

平成22年9月10日(金)から30日(木)までの21日間、内閣府、共生社会、障害者施策の各ホームページにおいて、意見募集を実施したところ、637件の意見が寄せられた。

7

その内訳は、「障害」を支持する意見が約4割、「障碍」を支持する意見が約4割、「障がい」又は「しょうがい」を支持する意見が約1割、その他独自の表記を提案する意見等が約1割であった。

1. 「障害(者)」

[主な理由]

- ・社会モデルの観点からは、「障害」がふさわしい。
- ・表記や呼称を変更したとしても、いずれ同じ議論を繰り返す。
- ・表記の問題よりも、差別と偏見を取り除くことが先決。
- ・イメージでの議論が先行しすぎている。
- ・広く普及している現状がある。等

8

[主な否定的意見]
 ・「害」には、「公害」「害虫」「加害」等の負のイメージがある。等

2. 「障碍(者)」

[主な理由]
 ・社会モデルの観点からは、「障碍」がふさわしい。
 ・表記を変えることにより、一般国民の意識が改善される。
 ・「害」には負の意味があるが、「碍」の字は価値中立的、等

[主な否定的意見]
 ・知的障害のある者等にとって、表記の変更は混乱を招く。
 ・表記を変更したところで、「障」=「さわり」、「碍」=さまたげであって、漢字の持つ負のイメージに変わりはない。等

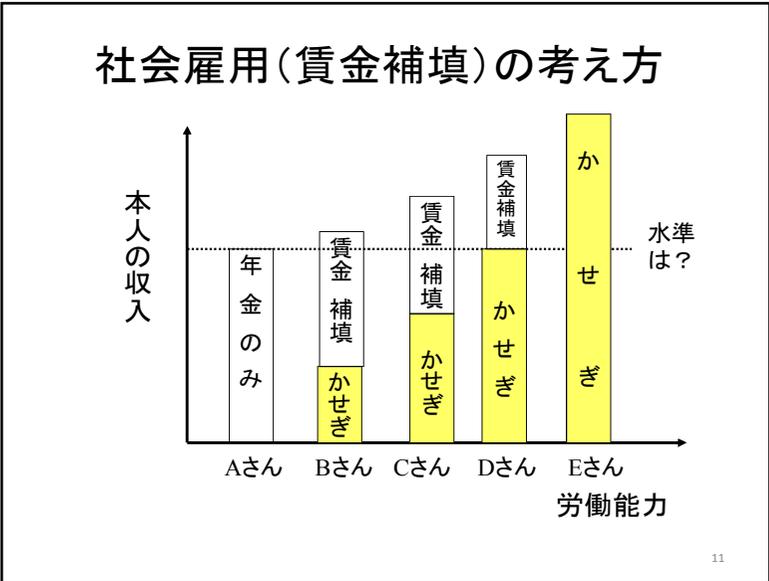
9

3. 「障がい(者)、しょうがい(者)」

[主な理由]
 ・柔らかい印象があり、点字を利用している人でも書くことができる。
 ・移行期間という認識の下で、ひらがな表記が望ましい。

[主な否定的意見]
 ・平仮名の「がい」では実体が見えない。障害の社会性を曖昧にする。
 ・日本語として不自然

10



3障害者雇用のアプローチの特徴(すべて生かせ！)

	目的	焦点	責任主体	労働能力	備考
雇用率	結果平等	障害	事業主 集団	高/ 中	日本の現在の基本政策
差別禁止	機会平等	能力/ 障害	事業主	高	2013年に採用予定
社会雇用	結果平等	能力/ 障害	国	低/ 中	制度改革で再浮上

12

2011年障害者基本法改正

障害者政策委員会の設置

- (1)「障害者基本計画」案作成に際して意見を述べる(旧法はこの役割に限定していた)。
- (2)「計画」について調査審議し、必要なら総理大臣や各大臣に意見を述べる。
- (3)「計画」実施状況を監視し、必要なら総理大臣や各大臣に勧告(報告義務付き)する。
- (4)関係行政機関等に資料提出、意見表明、説明等を求めることができる。

13

障害者の定義の変更

身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。



身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

14

第10条(施策の基本方針)の補強

障害者施策の策定と実施について、

旧法では

- ・「障害者の年齢及び障害の状態に応じて」

改正法では、

- ・「障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて」(第10条1項)。

15

当事者参加(第10条第2項)

国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。



現状は次の表参照

16

表1 地方自治体の障害者施策推進協議会等の中での障害当事者委員

(内閣府障害者施策HPより、2010年3月時点の調査)

	委員総数 (人)	障害のある委員									障害者の家族
		合計	身体障害					知的	精神	その他	
			合計	肢体	視覚	聴覚	内部				
47都道府県	898	162	131	73	26	27	5	11	17	3	80
	100%	18.0	14.6	8.1	2.9	3.0	0.6	1.2	1.9	0.3	8.9
1会あたり人数	19.1	3.4	2.8	1.6	0.6	0.6	0.1	0.2	0.4	0.1	1.7
18指定都市	322	63	50	27	10	9	4	7	6	1	27
	100%	19.6	15.5	8.4	3.1	2.8	1.2	2.2	1.9	0.3	8.4
1会あたり人数	17.9	3.5	2.8	1.5	0.6	0.5	0.2	0.4	0.3	0.1	1.5
751市町村	11,626	1,357	1,292	778	181	172	166	19	37	11	866
	100%	11.7	11.1	6.7	1.6	1.5	1.4	0.2	0.3	0.1	7.4
1会あたり人数	15.48	1.81	1.72	1.04	0.24	0.23	0.22	0.03	0.05	0.01	1.15
計816自治体	12846	1582	1473	878	217	208	175	37	60	15	973
	100%	12.3	11.5	6.8	1.7	1.6	1.4	0.3	0.5	0.1	7.6
1会当り人数	15.74	1.84	1.81	1.08	0.27	0.25	0.21	0.05	0.07	0.02	1.19

注1) 1732市町村のうち障害者施策推進協議会や各種障害者関係計画の策定委員会を設けている751市町村を集計。

注2) 重複障害を含むため、人数及び構成割合の合計と内訳が一致しない場合がある。

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言 （「骨格提言」）

骨格提言の意義 プロセス面と内容面

・ 障害当事者を中心とした55人の合意形成

＝当事者参加(市民参加)の政策立案過程への第一歩

「障害当事者の希望・意見の集約」と「関係者の合意」

(障害当事者や家族団体の代表23人、事業者や支援者17人、学識経験者12人、自治体首長3人)

・ 障害者権利条約と「基本合意」の方向性

＝戦後60年の障害者福祉の転換

＝尊厳、選択、個別ニーズの尊重、地域生活

障害者自立支援法と障害者総合福祉法(イメージ・佐藤)

	障害者自立支援法	障害者総合福祉法
めざす社会観	自己責任型社会	全員参加型社会
障害者観	保護の対象	平等な市民、権利の主体
目的	財政コントロール	地域社会で希望する生活
支援の性格	画一的支援	個別ニーズ尊重支援
福祉制度論	中央集権型	専門職(市町村)尊重型
対象	手帳所持者	すべての障害者
支援利用の権利	なし	あり
国・自治体義務	努力義務	法的義務
支援体系	財政事情による	目的・機能による

骨格提言がめざす6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平 → 障害者権利条約が求める最大の課題
 2. 谷間や空白の解消
 3. 格差の是正
 4. 放置できない社会問題の解決
 5. 本人のニーズにあった支援サービス → 医学モデルをベースとした画一的事務的福祉からの転換
 6. 安定した予算の確保 → これらの実現の手段
- わが国の障害者福祉が積み残してきた歴史的汚点

新法がめざす6ポイント

【1】障害のない市民との平等と公平

- どこで誰と住むか選択でき、非障害者と平等に地域で暮らすために必要な支援を確保。
- 工賃から給料へ、利用者から労働者へ、障害者も働ける社会にする。
- 障害のない人が払うものは本人が払う、障害故に必要な支援は社会連帯で払う。ただしとくに高額な収入のある人には収入に応じた負担を。

22

「地域で自立した生活を営む基本的権利」の規定を設ける

1. 障害ゆえに命の危険にさらされない権利
2. 必要とする支援を受けながら意思(自己)決定を行う権利
3. どこで誰と住むかを定める権利、そのための支援を受ける権利
4. 自ら選択する情報・コミュニケーション支援を受ける権利
5. 自らの意思で移動する権利とそのために必要な支援を受ける権利

23

利用者負担①

- 他の者との平等の観点から、食材費や光熱水費等の誰もが支払う費用は負担をすべきであるが、障害に伴う必要な支援は、原則無償とすべきである。
- ただし、高額な収入のある者には、収入に応じた負担を求める。その際、認定する収入は、成人の場合は障害者本人の収入、未成年の障害者の場合は世帯主の収入とする。また合算とし、現行の負担水準を上回らない。

24

利用者負担②

障害に伴う必要な支援とその費用負担

- 相談や制度利用のための支援(無償)
- コミュニケーションのための支援(無償)
- 日常生活を送るための支援や補装具の支給(原則無償)
- 社会生活・活動を送るための支援(移動支援を含む)(原則無償)
- 就労支援(原則無償)
- 医療・リハビリテーションの支援(原則無償)

25

【2】谷間や空白の解消

- 障害者手帳のない人も含めて全障害者を対象とする(「谷間の障害」の解消)。
- 通勤や通学の介護、入院時の介護などシームレスな支援。
- 福祉、医療、労働、教育など制度間の連携による「制度の谷間」の解消(たらい回しをしない相談支援)。

26

法の対象規定

- 法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法が規定する障害者。

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。(障害者基本法第2条第1項)

- この「心身の機能の障害」には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。
- この「心身の機能の障害」はICF(国際生活機能分類)の「機能障害」の意。

27

障害者であることの確認

- 市町村は、「心身の機能の障害」があることを確認する。
- それは障害者手帳でも、医師その他の専門職の診断書・意見書でもよい。
- 市町村格差を防ぐためICFの「心身機能・身体構造」項目の例示も検討。

28

介護保険との関係

- 介護保険法とは目的や性格を異にするので別個の法体系とする。
- 介護保険対象年齢になった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとする。

29

【3】格差の是正

- 地域間格差をなくし、どの地域でも安心して暮らせるよう計画的に地域生活基盤と財源を確保する。
- 地域間格差の大きいコミュニケーション支援や移動支援等を義務経費にする。
- 国等の財政責任を強化し、24時間介助等のサービスの市町村負担を軽減する。

30

全国共通の仕組みで提供される支援

1. 就労支援
2. 日中活動等支援
3. 居住支援
4. 施設入所支援
5. 個別生活支援
6. コミュニケーション支援及び通訳・介助支援
7. 補装具・日常生活用具
8. 相談支援
9. 権利擁護

31

障害者就労センターの創設

- 就労系の事業を統合
- 障害者総合福祉法に位置づける
- 調査・試行事業を行い3年後に新方向を検討
- 適切な仕事の確保(官公需、雇用率リンク等)
- 労働法規の適用
- 賃金補填制度の検討
- 障害年金を使わずに給料で生活

32

デイアクティビティセンター

- 作業活動支援、文化・創作活動支援、自立支援(生活訓練・機能訓練)、社会参加支援、居場所機能等の多様な社会参加活動を展開。
- 医療的ケアを必要とする人等が利用できるような濃厚な支援体制を整備するなど、利用者との信頼関係に基づく支援の質を確保する。

33

グループホーム・ケアホームの制度

- グループホームとケアホームをグループホームに一本化する。
- グループホームの定員規模は家庭的な環境として原則4～5人を上限。

34

施設入所支援

- セーフティネット機能の明確化と利用者の生活の質を確保。
- 地域移行のための地域資源整備計画の策定と推進。
- 施設は相談支援機関と連携し、利用者の意向にそった支援を行う。
本人の意向に基づいて地域移行目標の個別支援計画を策定・実施するとともに、入所者の生活環境の質的向上を進める。
- 施設入所に至るプロセスの検証を行う。
- 地域基盤整備10カ年戦略終了時に、その位置づけなどについて検証する。

35

個別生活支援 重度訪問介護の発展：パーソナルアシスタンス制度の創設

- 対象者は重度の肢体不自由者に限定せず、障害種別を問わず日常生活全般に常時の支援を要する障害者。障害児も対象。
- 通勤、通学、入院、1日の範囲を越える外出、運転介助にも利用できるようにする。
- 制度利用の支援、見守り、精神的安定の配慮等も含める。
- パーソナルアシスタント資格は、職場内訓練(OJT)を基本に。

36

障害福祉計画

- 市町村・都道府県が策定、国はその基本方針を示す。
- 国が定める第1期の整備計画は「地域基盤整備10カ年戦略」の前半期。
- 策定・評価過程での「地域生活支援協議会」と当事者参加。
- 基本方針・障害福祉計画の策定・評価は客観的な調査データを踏まえる。とりわけ日常生活や社会参加の実態を障害のない市民と比較したデータ。
- 障害福祉計画は1期5年とする。
- 国、都道府県、市町村は障害福祉計画の実施に必要な予算措置を講じる。

37

【4】放置できない社会問題の解決

- 施設や病院、家族同居(依存)から安心して地域での暮らしに移れるよう、地域移行のプログラムと地域基盤の整備を図る。
- 施設からの地域移行を目標にした「個別支援計画」の作成。
- 地域移行する障害者を受け入れる市町村の財政負担の軽減。

38

「地域移行」

- **定義:** 住まいを施設や病院から、単に元の家庭に戻すことではなく、障害者個々人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することを意味する。
- **対象:** 障害の程度や状況、支援の量等に関わらない。
- **法定:** 地域移行プログラムと地域定着支援を法定。

39

「地域基盤整備10カ年戦略」

- 長期入院・入所者の地域移行のための社会資源整備は緊急かつ重点的に。
- 長時間介助の社会資源を都市部のみならず農村部においても整備。
- ショートステイ・レスパイト支援、医療的ケア等の資源・人材の充実。
- 都道府県及び市町村は、国の計画に基づき、障害福祉計画を設定。
- 数値目標の設定は、入院入所者の実態調査に基づく。

40

【5】本人のニーズにあった支援サービス

- 重層的相談支援体制とピアサポートで本人の願いにそった支援計画を作成する。
- 障害程度区分を廃止し、障害者本人のニーズをもとに本人と市町村担当者との話し合いによりサービスを定める仕組みとする。
- 様々な権利擁護の支援が得られ、納得がいかない時は不服審査ができる。

41

支給決定の6段階

1. 本人・代理人: サービス利用計画を添えて市町村に申請。
2. 市町村: 「障害」があることを確認。
3. 市町村: 支援ガイドラインによりニーズアセスメントと支給決定(案)。
4. 支給決定(案)と利用計画が食い違う場合は協議調整で決定。
5. なお不調の場合第三者的合議機関で検討、その結果を受け決定。
6. さらに不服な場合は都道府県に不服申立て。

42

サービス利用計画

- 本人自身が策定する(セルフマネジメント)ことも、
- 本人が希望する場合には相談支援専門員とともに策定することも、
- 本人を中心に、家族・日常的支援者・後見人(と相談支援専門員)とでも可。

43

支援ガイドライン

1. 国は「地域で暮らす他の者との平等を基礎として生活することを可能とする支援の水準」をモデルとして策定。
3. 市町村は国のガイドラインを最低ラインとして独自に策定。
2. 障害の種類や程度に偏らず、本人の意思や社会参加上の困難を考慮。
4. 障害者等が参画して策定、公開とし、適切な時期で見直す。

44

相談支援

- 相談支援は、全ての障害者・疾病患者等に対して、福祉以外を含めて総合的に、かつ継続的なコーディネートを行うとともに、新たな支援体制を築くための地域への働きかけも行う。
- 一定の圏域ごとに「地域」、「総合」、「エンパワメント支援」など重層的な相談支援センター(事業所)を配置する。
- 相談支援事業所は、市町村行政やサービス事業所からの独立性を確保。

45

権利擁護

- 権利擁護は、申請から相談支援、支給決定、サービス利用、不服申立のすべてにわたるプロセスに対応する。
- 国は、障害者の求めに応じ、障害者本人を含む権利擁護サポーター等の第三者が訪問による権利擁護を行う制度(オンブズパーソン)制度を設ける。

46

【6】安定した予算の確保

- 障害分野現物(サービス)給付の対GDP比をOECD諸国の平均水準に高める。
- 将来を感じられる待遇で人材を確保する。
- 月額と日額を組み合わせた報酬体系とする(利用者の選択と事業者の経営の両立)。

47

報酬の支払い方式

- 施設系支援、「利用者個別給付報酬」(利用者への個別支援に関する費用)と「事業運営報酬」(人件費・固定経費・一般管理費)に大別する。前者を原則日払いとし、後者を原則月払いとする。
- 在宅系支援にかかる報酬については、時間割り報酬とする。
- すべての報酬体系において基本報酬だけで安定経営可能な報酬体系に。

48

障害福祉予算

- 積算の根拠となるデータの把握
- 障害関連の財政規模は、OECD加盟国の平均値並みの水準を確保。
- 財政における地域間格差の是正、調整の仕組みを設ける。
- 財政設計にあたっては、一般施策での予算化を追求する。
- 障害者施策の推進と経済効果等の関連を客観的に推し量る。
- 障害者福祉予算の漸進的な拡充
- 市町村負担の集中を回避する財源措置(長時間介護、地域移行など)
- 国庫負担基準の廃止

49

＜障害者総合福祉法をめぐる 動向＞

障害者総合支援法案(3月13日) の概要と佐藤のコメント

50

1 題名

＜法律案概要＞

- 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

＜佐藤コメント＞

- 「障害者総合福祉法」と「障害者自立支援法」を足して2で割った？！
- 「廃止不要論」と「廃止は公約・基本合意」の両方の顔を立てた？！

51

2. 基本理念

＜法律案概要＞第一条の二（基本理念）

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

52

<佐藤コメント>

- ◆ 「骨格提言」の理念の基本は「権利性」
- ◆ 「可能な限り」の問題＝2つの不明
 - ・ 「最大の努力」か「出来なくても仕方ない」（いい訳）か。
 - ・ どこにかかるか。

53

「可能な限り」の修飾箇所は？

全ての障害者及び障害児が**可能な限り**その**身近な**場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を**受けられる**ことにより社会参加の機会が**確保される**こと及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が**確保され**、地域社会において他の人々と共生することを**妨げられない**こと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に**資する**ことを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

54

文章の構造は

- 主語＝「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は」
- 述語＝「行わなければならない。」
- 4つの内容（「支援」のあり方を規定）
 - (1) 理念 「・・・との理念にのっとり、」
 - (2) 目的 「・・・する社会を実現するため、」
 - (3) 旨とすべき3つの事項 「・・・ことを旨として、」
 - A 身近な場所での支援により社会参加機会を確保
 - B 選択の機会の確保と地域での共生
 - C 社会的障壁の除去
 - (4) 総合性と計画性

55

3. 障害者の範囲

<法律案概要>

- 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。（児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。）

<佐藤コメント>

- 多種多様な難病のなかから一定の範囲を特定し、さらに「障害の程度」で限定するとされるが、これでは依然として谷間が残る。中・軽度の聴覚障害や知的障害などは考慮もされていない。医学モデルから出ていない。

56

4. 障害者に対する支援

<法律案概要>

- ① 重度訪問介護の対象拡大(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)

<佐藤コメント>

①、②などは一歩前進だが、相談・移動・コミュニケーションなどは義務経費の事業にすべき。通所の場の一元化、権利擁護、地域移行などを位置づけるべき。

57

5. サービス基盤の計画的整備

<法律案概要>

- ① 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- ② 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ③ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

<佐藤コメント>

基本指針・障害福祉計画へのPDCAサイクル導入や当事者参加を強調したのは前進。地域基盤整備10カ年戦略がない。

58

6. 検討規定

<法律案概要>

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※ 検討に当たって障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる。

<佐藤コメント>

方向性が不明。利用者負担、市町村財政、権利擁護、日額・月額・常勤換算、職員待遇などは検討事項にも入らず。

59

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。)

4. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)

5. サービス基盤の計画的整備

- ① 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- ② 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ③ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日)